

令和4年12月5日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
厚生労働大臣  
国土交通大臣  
環境大臣  
内閣官房長官

各宛て

神戸市会議長 安井俊彦

建築物石綿含有建材事前調査・除去費用の国民への周知と国民負担軽減措置を求める意見書

昭和45年から平成2年にかけて年間約30万トンという大量のアスベストが輸入されており、平成16年までに約1000万トンのアスベストが諸外国から日本に輸入され、主に建材として使用されました。

そして、現在、アスベストの使用等が全面的に禁止となった平成18年9月1日以前に建てられた既存の民間住宅の解体・改修工事におけるアスベスト暴露による健康被害が問題視されています。国の補助制度として、社会資本整備総合交付金の「住宅・建築物安全ストック形成事業」がありますが、①対象建材が吹付け材（レベル1）などに限定されている、②補助金額が費用の一部（調査：1棟当たり上限25万円、除去工事：自治体実施は3分の1以内、民間業者は自治体の補助額の2分の1かつ全体の3分の1以内）に過ぎない、などの理由により極めて不十分な制度となっています。また、一般住宅や小規模ビル等で使用されている石綿建材の多くは成形板（レベル3）であり、戸建てや小規模ビル等では使えない制度となっています。

アスベスト関連法（大気汚染防止法・石綿障害予防規則）が改正され、アスベスト含有建材の調査報告対象がレベル3まで拡大されています。事前調査結果の

報告対象は、80平方メートル以上の解体工事又は100万円以上の改修工事であり、大多数の解体・改修工事が対象となっています。国は規制の強化を打ち出していますが、調査・除去費用は工事価格に転嫁することで建物所有者（国民）が負担することとなります。また、費用の全てを工事価格に転嫁することができない場合、解体・改修工事業者の負担が増すことが懸念されます。さらには、アスベスト含有建材の調査や処分には多額の費用が必要となることから、その負担を避けるために無届けや違法工事が横行する恐れがあり、国民や解体・改修工事従事者の健康被害も懸念されます。

アスベストの健康被害、アスベスト関連法の改正、そして調査・除去が義務化され、その費用の施主負担、これらのことについて国民への周知が不足しています。

よって、国におかれては、アスベスト問題を国民全体の課題と捉えるべきであることから、下記の事項に取り組まれるよう、強く要望します。

#### 記

1. アスベストの健康被害やアスベスト関連法の改正について再度、国民に周知すること。
2. アスベスト含有建材の有無の事前調査とアスベスト除去の費用については施主負担であることを国民に周知すること。
3. 国土交通省「住宅・建築物安全ストック形成事業」にある「住宅・建築物アスベスト改修事業」について、一般住宅にも使えるよう、レベル3建材までの調査・除去費用を補助対象とし、制度を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。